

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

活力みなぎる豊かな産業のまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県、大田原市

3 地域再生計画の区域

大田原市の全域

4 地域再生計画の目標

(概要)

大田原市は、栃木県北東部に位置し、八溝山系の豊富な森林と那須野が原に広がる緑豊かな田園地帯を鮎の漁獲量日本一を誇る清流那珂川や箒川などが流れる自然豊かな地域である。この地域は、歴史的文化遺産が数多く点在するところでもあり、「那須国造碑」や「上侍塚古墳」、「下侍塚古墳」が国指定文化財となっているほか、県指定文化財の「那須神社」や「大雄寺」、禅宗の日本四大道場の一つである「雲巖寺」などの文化遺産がある。また、「芭蕉の里」としても知られ、俳聖「松尾芭蕉」が「奥の細道紀行」で最長逗留した地でもあり、逗留中に残した数々の名句を刻んだ句碑も市内隋所に配置されている。

(現状)

平成17年10月1日に大田原市・那須郡湯津上村・那須郡黒羽町が合併により、面積354.12 km²、人口約7万9千人の新大田原市が誕生し、平成19年3月に策定された大田原市総合計画「新大田原レインボープラン」に基づく、市の将来像、「住む人が輝き 来る人がやすらぐ 幸せ度の高いまち」を実現するため、7つの基本政策を掲げ、現在推進しているところである。

合併後5年が経過し、住民・行政ともに新市に慣れ親しんできており、市の将来像に向けての取り組みも初期から中期への段階に移行している状況である。

(課題)

その基本政策の一つである「活力みなぎる豊かな産業のまちへ」を実現するためには、バランスよく根づいた農林業・工業・商業のさらなる活性化を図るとともに、市内外から人が集まる魅力ある観光ルートの構築を図らなければならない。特に林業・工業・観光業の活性化を図るためには課題が多い。

まず林業であるが、小規模林家が多く、不在所有者の山林も存在し、手入れの行き届かないところが多いため、経済的、効率的な木材の搬出等ができず、森林整備を推進するためにも林道対策が課題となっている。

次に工業であるが、本市では医療福祉産業都市構想を立ち上げ、医療・福祉・健康関連産業や研究機関・医療機関の集積を図るとともに、産・学・医・官が連帯したまちづくりを目指している。これを実現するため、医療福祉関連産業・研究機関の誘致を促進するとともに

周辺地域の基盤整備が急務となっている。

また、商業においては中心市街地のアクセスが不便であることから、郊外幹線道路沿線に多く立地する大型店舗に集客を奪われ、中心市街地の商店が減少を続けており空洞化が目立っている。それを打開するためには、中心市街地を軸とする幹線道路の相互アクセスを改善することにより市内だけでなく郊外からの集客を見込み、中心市街地の活性化を図ることが課題である。

そして観光業であるが、歴史や自然、特産物、道の駅「那須与一の郷」、「なかがわ水遊園」、温泉施設などさまざまな資源を観光に結びつけ、観光客を増加させることが必要である。そこで、市外からの来訪者に観光情報を提供するため、道の駅「那須与一の郷」、「なかがわ水遊園」、「ふれあいの丘」、「観光交流センター」を情報発信の拠点とし、市内各所に点在する観光地及び観光施設へのアクセスや広域観光ルート等の設定を行い、観光客の誘致を図るため、狭隘な道路の拡幅や損傷の著しい幹線道路の改良舗装と拠点施設への案内表示の充実が課題となっている。

(対策と目標)

このような課題を解決するために、医療福祉関連施設周辺の未舗装道路の拡幅改良と観光拠点施設を結ぶ広域幹線道路で特に損傷の著しい道路の改良舗装や、郊外幹線道路と中心市街地を結ぶ幹線道路の相互アクセス向上及び山村地域における林道の整備を一体的に行うことにより、医療福祉都市構想を核とした地域の活性化と林業及び観光業の振興による地域の資源活用と活性化を図る。

(目標 1) ふれあいの丘、なかがわ水遊園、道の駅「那須与一の郷」の集客率向上

- ・各施設のイベントが集中する夏季(7月～9月)の観光客入込人数(合計)(平成22年度実績人数)の5%増(平成27年度実績人数)
 - ①ふれあいの丘(17,000人(H22)→17,850人(H27)) 5%の増加
 - ②なかがわ水遊園(88,000人(H22)→92,400人(H27)) 5%の増加
 - ③道の駅(240,000人(H22)→252,000人(H27)) 5%の増加

(目標 2) 拠点施設へのアクセス改善

- ・道の駅「那須与一の郷」～ふれあいの丘(2分短縮)
- ・黒磯板室 IC～道の駅「那須与一の郷」(2分短縮)
- ・西那須野塩原 IC～ふれあいの丘(2分短縮)

(目標 3) 医療福祉関連施設周辺のアクセス改善

- ・国道4号～那須中央病院(1分短縮)
- ・大田原赤十字病院～国際医療福祉大(1分短縮)

(目標 4) 健全な森林の育成

- ・平成22年度以降開設した林道の利用区域面積の3%以上の整備(平成26年度までの5年間の合計)

(目標5) 幹線道路の相互アクセス向上

- ・主要地方道大田原・高林線～国道400号(2分短縮)

現在の市道大田原野崎線が狭隘であることから、日赤病院入口交差点から市道西那須野線及び市道市役所通り線並びに市道大田原野崎線を使い、中心市街地を迂回しながら国道400号と市道大田原野崎線が交差する地点を走行するのが一般的であり、所要時間は15分必要である。しかし、拡幅後の市道大田原野崎線を活用することにより、同起点から主要地方道大田原・高林線及び市道大田原野崎線を使い、同終点までを走行することにより、所要時間が2分短縮できる。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

医療福祉関連施設周辺(国際医療福祉大、那須中央病院、大田原赤十字病院)の未舗装道である、市道下石上53号線及び市道北金丸1号線の拡幅改良を行い、医療福祉関連施設へのアクセス改善を図る。

また、観光拠点施設を結ぶ広域幹線道路を観光ルートとして定着させるため、損傷の著しい道路である市道ライスライン金田線及び市道大田原喜連川線の改良舗装と狭隘な道路である浅香307号線の拡幅改良を行い、さらに拠点施設への案内表示を充実させることに併せ、林道入小滝鍛冶内線、鍛冶内磯上線を整備することにより、林業の振興と観光ルートの充実を図る。

現在、大田原市街地において中心市街地活性化事業を導入して街中のインフラ整備及び市街地活性化を推進しているところであるが、中心市街地は城下町特有の放射線状に延びる幹線道路から構成されているため、市中心部へ向かう車により慢性的な渋滞に悩まされている。そのため、市道大田原野崎線を整備し、中心市街地にて栃木県が整備を進めている都市計画道路3・4・2号西那須野線(主要地方道路大田原・高林線)と一般国道400号のアクセス網を整備することによって、中心市街地への連絡が強化され、集客力も向上し商業の活性化に繋がることや、円滑な通行や車両の分散が可能となることから幹線道路の相互アクセス向上を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所図に示した図面による。

<市道>

ライスライン金田線	: 道路法に規定する市道に平成21年3月31日に認定済み
下石上53号線	: 道路法に規定する市道に平成21年3月31日に認定済み
大田原喜連川線	: 道路法に規定する市道に平成21年3月31日に認定済み
浅香307号線	: 道路法に規定する市道に平成21年3月31日に認定済み
北金丸1号線	: 道路法に規定する市道に平成21年3月31日に認定済み

大田原野崎線 : 道路法に規定する市道に平成21年3月31日に認定済み

<林道>

入小滝鍛冶内線 : 森林法による那珂川地域森林計画(平成17年度樹立)に路線を記載

鍛冶内磯上線 : 森林法による那珂川地域森林計画(平成17年度樹立)に路線を記載

【施設の種類(事業区域)、事業主体】

- ・市道(大田原市)、大田原市
- ・林道(大田原市)、栃木県

【事業期間】

- ・市道(平成22年度～平成26年度)
- ・林道(平成22年度～平成26年度)

【整備量及び事業量】

<整備量>

- ・市道 11.00 km
- ・林道 2.30 km

<事業費>

- ・総事業費 2,799,800 千円(うち交付金 1,399,900 千円)
- 市道 2,480,000 千円(うち交付金 1,240,000 千円)
- 林道 319,800 千円(うち交付金 159,900 千円)

5-3 その他の事業

・医療福祉産業都市構想

平成18年度から平成23年度

医療・福祉・健康関連産業や研究機関・医療機関の集積を図り、産・学・医・官の連携による様々な事業展開による地域の活性化を図る。

・観光ルートづくり事業

平成18年度から平成23年度

知の旅(歴史と文化)、癒しの旅(自然と温泉)、食の旅(特産品)をテーマとする観光ルートの構築。

・大田原中心市街地活性化基本計画

平成20年11月から平成26年3月(5年5ヵ月)

- ①多様な市民活動のさらなる集積と発信による賑わいの創出
- ②「ひとにやさしい」街なか居住の推進
- ③地域特性を踏まえた商業の振興

以上、3点を中心市街地活性化の目標とし推進することにより、地域の活性化を総合的に推進する。

6 計画期間

平成22年度～平成26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

大田原市が、4に示す地域再生計画の目標達成状況について計画終了後に必要な調査（アンケート調査や施設の宿泊者数、入場者数、来場者数の調査及び交通量調査等）を行い、状況を把握・公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方団体が必要と認める事項

該当なし